

あさひ

広報

今年
は
合併10周年



「心をひとつに」共に進もう 復興あさひ

2015
No.237

5/1



主な内容

- 「旭市国土強靱化地域計画」を策定…………… 2
- 「市民まちづくり活動支援事業」参加に
補助金交付…………… 4
- 知っておきたい税情報…………… 5



教室いっぱいに響き渡る大きな声

小学校入学式

入学式が終わり教室に戻った新1年生たち。徐々に緊張もほぐれてきたのか、先生の質問に大きな声で答えていました。
(4月8日/干潟小)

旭市国土強靱化地域計画^{きょうじん}を策定

市では、あらゆる自然災害に対して「強さ」と「しなやかさ」を備えた地域を構築するため「旭市国土強靱化地域計画」を策定しました。この計画により、過去の災害から得られた教訓や地域の強みを最大限発揮し、普段から備えのできた地域づくりを推進します。

※この計画の全文は、市ホームページのほか、市役所本庁、各支所、公民館などの市の施設で見ることが出来ます。

国土強靱化とは

どのような大規模自然災害などが発生しても、とにかく人命を守り、被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興のため、普段から備えのできた災害に強い地域社会を構築することです。

旭市国土強靱化地域計画とは

国土強靱化の観点から、市におけるさまざまな分野の計画の指針となるものです(下図)。

内閣官房の地域計画策定モデル調査事業として、専門家の助言や必要な情報の整理などの支援を受け、全国の市町村に先駆けて策定しました。

旭市が担う国土強靱化の役割

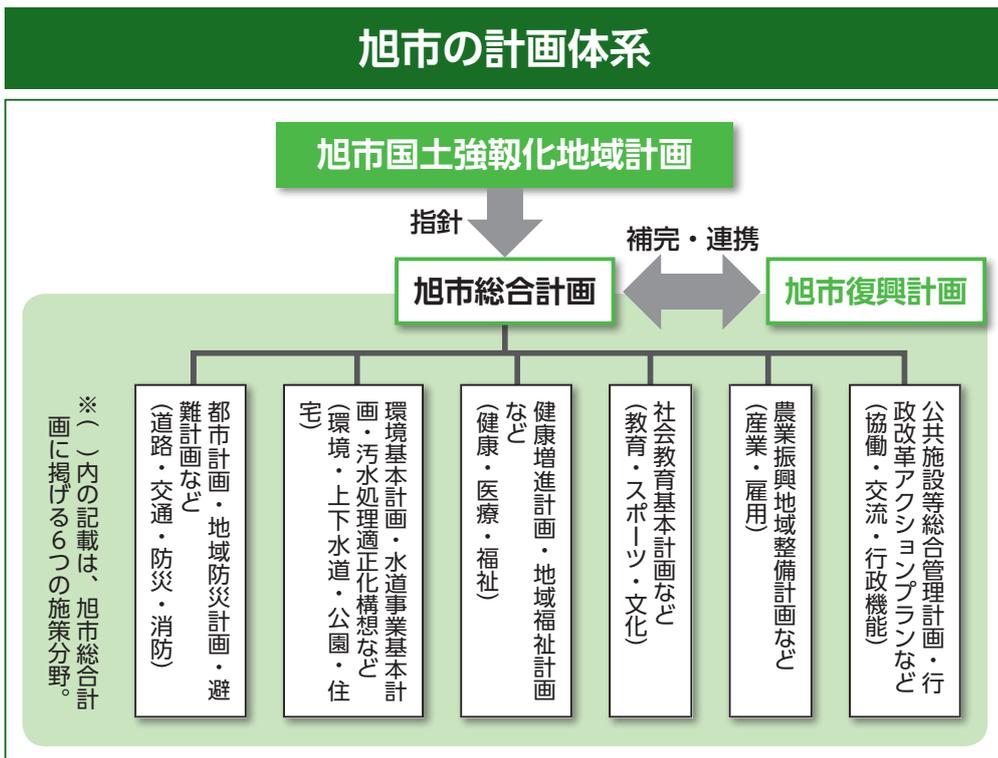
国土強靱化を推進するため、次の3点を特に重要視して計画を策定しています。

- 東日本大震災の被災経験によるさまざまな教訓を生かした地域の強靱性の発揮
震災後、災害に強い地域づくりを推進してきた本市は、今後も事前防災の徹底と行政・民間の連携による強靱な地域づくりを続けます。
- 旭中央病院が担う、千葉県北東部の災害拠点病院としての機能
災害拠点病院として、広域災害時の重症患者に対し高度医療を提供していきます。また普段から地域医療の中核を担い続ける体制づくりを進めます。
- 首都圏への食料供給機能の維持
全国有数の農産物の産地である本市は、強靱な生産体制の確立と、いかなる災害でも途切れることのない首都圏への食料供給体制の強靱化を進めます。
- 想定するリスク
大規模自然災害全般
- 目標とリスクシナリオ
市の強靱化に向けた目標とさまざまな施策(プログラム)により、回避すべき起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)などは別表のとおりです。また限られた資源の中で、効率的・効果的に進めるため、10の重点プログラムを選定しました。
- 強靱な地域づくりを進めるために
公共事業だけではなく、企業による民間投資や市民による強靱化への取り組みなど、全ての分野の人々がさまざまな形で相互に連携を図りながら、旭市の総力を挙げて取り組むことが不可欠です。

今後は

施策を計画的に実施するとともに、毎年度施策の進捗管理を

旭市の計画体系



※()内の記載は、旭市総合計画に掲げる6つの施策分野。

問い合わせ先

企画政策課企画調整班

☎ 62・5307

【別表】目標・起きてはならない最悪の事態と回避策

※網掛けは、10の重点プログラム

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態と回避策
I. 人命の保護が最大限図られる II. 市および地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される III. 市民の財産および公共施設に係る被害の最小化	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 地震による建物倒壊や火災発生による多数の死傷者の発生 →住宅や施設の耐震化、常備消防の強化と広域的な連携など
		1-2 広域にわたる大規模津波の発生および河川など開口部からの津波流入による多数の死者の発生 →海岸減災林の整備や河川開口部の防護対策など
		1-3 異常気象などによる広域かつ長期的な市街地などの浸水 →総合的な排水整備計画の策定など
		1-4 大規模な土砂災害などによる多数の死傷者の発生 →危険箇所の点検と急傾斜地崩落防止施設の整備など
		1-5 情報伝達の不備などによる避難行動の遅れなどで多数の死傷者の発生 →情報伝達体制の着実な運用など
		1-6 避難路における通行不能 →津波避難道路の整備、道路復旧体制の確立など
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動などが迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1 被災地域での食料・飲料水など、生命に関わる物資供給の長期停止 →備蓄管理体制の維持など
		2-2 想定を超える大量かつ長期の避難者への食料・飲料水などの供給不足 →企業などへの備蓄の要請など
		2-3 旭中央病院の医療機能のみ →基幹災害拠点病院としての高度医療の提供など
		2-4 被災地域における疫病・感染症などの大規模発生 →感染防止処理体制の構築など
	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 信号機の全面停止などによる重大交通事故の多発 →可搬型発動発電機の整備など
		3-2 市役所本庁舎の倒壊などによる災害対策機能の停止、行政機能の大幅な低下 →情報システムの機能維持など
	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止などによる情報通信のみひ・長期停止 →代替電力の普及促進など
		4-2 防災行政無線など情報伝達の中断などにより災害情報が伝達できない事態 →多様な情報伝達手段の構築など
	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断などによる企業などの生産力低下による地域間競争力の低下 →市と首都圏を結ぶ交通インフラの強化など
		5-2 主要幹線道路や鉄道が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止 →緊急輸送ネットワークの整備など
		5-3 食料などの安定供給の停滞 →首都圏への食料供給体制の整備など
	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークなどを確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 上水道などの長期間にわたる供給停止 →上水道の耐震化と適切な維持管理など
		6-2 汚水処理施設などの長期間にわたる機能停止 →下水道施設の管理体制の強化など
		6-3 地域交通ネットワークが分断する事態 →国県市の関係部署の連携など
	7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生 →消防団や自主防災組織の充実強化など
		7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害および交通まひ →住宅の耐震化、避難体制の確立と周知など
		7-3 防災施設などの損壊・機能不全による二次災害の発生 →防災施設などの適切な維持管理など
		7-4 風評被害などによる市内経済などへの甚大な影響 →消費者への情報提供と対話など
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 →災害廃棄物ストックヤードの確保など	
	8-2 道路啓開などの復旧・復興を担う人材など(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者など)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 →行政と建設業災害対策協会との横断的取り組みなど	
	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化などにより復旧・復興が大幅に遅れる事態 →防災訓練の実施、防災教育の充実など	
	8-4 広域地盤沈下、液状化などによる広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態 →地理空間情報システムの構築と液状化の周知など	

「市民まちづくり活動支援事業」参加に補助金交付

皆さんのまちづくり活動を応援します！

市では「協働によるまちづくり」を推進するため、市民活動団体の設立や、事業の実施などに補助金を交付し、皆さんのまちづくり活動を応援しています。

対象となる事業は

市民団体が自主的に取り組む活動で、市内で実施され、市民の福祉向上や公益上の必要が認められる事業です。

同一事業で、市から別の補助金を受けているものは対象外です。

対象となる団体は

市内を活動拠点とし、5人以上で構成された団体で、構成員の過半数が市内に在住、在勤、在学し、市税の滞納がないこと。営利・政治・宗教活動を行う団体などは対象外です。

※補助金の申請には、市民生活課で「旭市市民まちづくり団体」の登録手続きが必要となります。

どんな補助金なの

「スタート支援」

団体活動の自立を支援するため、団体設立のための経費や、設立後間もない団体が、事業を開始するために必要な費用などを補助します。

●対象

結成後2年以内で、活動を継続して行う団体

●補助対象経費

団体設立・事業開始のための

事務費、講師謝礼、印刷費、通信費など

●補助率

補助対象経費の10分の9以内

●限度額

10万円（1団体1回限り）

「ステップアップ支援」

地域の活性化を図る事業を支援するため、団体が行う新規事業や事業の拡大などに必要な費用を補助します。

●対象

設立後1年以上を経過した団体

●補助対象経費

事業の実施に必要な事務費、印刷費など

●補助率

補助対象経費の10分の8以内 ※年度ごとに申請し、最長5年（スタート支援を受けた場合は4年）まで。最終年度は、補助率10分の5以内となります。

●限度額

年30万円

〈注意事項〉

活動者の人件費、食料費、備品購入費、団体の運営経費などは補助対象経費になりません。入場料や売上金などの収入がある場合は、補助対象経費から差し引きます。

申し込み方法は

申請書に必要事項を記入し、市民生活課に持参してください。申請書は市ホームページからダウンロードできるほか、市民生活課に置いてあります。

●申込期間

5月1日(金)～20日(水)

●選考方法

書類審査と、申請者からの事業説明による審査を行います。

申し込み・問い合わせ先

市民生活課市民生活支援班

☎ 62・5396



確認してください

知っておきたい税情報

個人や民間の団体では提供できない公共サービスは、市民一人一人が納める税金で賄われています。今回、市税などの税に関する情報を紹介します。

なお6ページには「平成27年度税・保険料などの納付期限一覧」を掲載しています。ぜひ活用してください。

見直しました

「固定資産税・都市計画税の土地と家屋の評価額」

固定資産税・都市計画税の算定の基となる土地と家屋の評価額を、3年ごとに見直す制度を評価替えといい、本年度その評価額の見直しを行いました。

なお東日本大震災により被害のあった土地・家屋は、被害程度によって評価額が減額されています。

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地、家屋、償却資産の所有者に課税される市税です。本年度の納税通知書は、5月中

旬に発送します。

2) 国税務課資産税班(☎62・53)

ト 心身に障害のある人をサポート

「軽自動車税の減免制度」

身体障害者などが移動のために利用する軽自動車にかかる軽自動車税を、減免する制度があります。

減免を受けるためには申請が必要です。本年度の納税通知書を5月中旬に発送しますので、届いたら早めに手続きしてください。

対象／軽自動車を所有する身体

確認を



☎：問い合わせ
☎：申し込み

障害・知的障害・精神障害のある人、またはその家族などで、一定の基準を満たす人
申請期限／5月25日(月)
2) 国税務課課税班(☎62・53)

「市税の納付方法」

市では、収納率の向上を目的とした取り組みの一環として、口座振替による納付を原則化しています。現在、納付書で納めている人は、便利で忘れのない口座振替への切り替えに協力してください。

口座振替は、市役所や金融機関まで出向く必要がなく、納め忘れもありません。また現金などを持ち歩く必要もないため、便利で安全・安心な納付方法です。

申し込み手続きは、預金通帳と通帳印を持参の上、市指定の金融機関(納付書に記載)または郵便局で行ってください。

またキャッシュカードで口座振替の手続きができます。キャッシュカードと身分証明書(運転免許証など)を持参の上、口座名義人本人が税務課の窓口で行ってください。

2) 国税務課収税班(☎62・532)

納税の利便性を図るため開設しています

「夜間・休日納税窓口」

仕事などにより、日中に市税などの納付や納付相談ができない人のために、夜間・休日納税窓口を開設しています。

開設日時

夜間納税窓口／毎月10日、25日
午後5時30分～8時

※土・日曜日、祝日の場合は、直後の平日になります。

休日納税窓口／毎月第4日曜日

午前8時30分～午後5時

開設場所

税務課(市役所本庁1階8番窓口)

〈注意事項〉

●納付相談は市税・国民健康保険税に限りません。

●介護保険料、後期高齢者医療保険料なども納付書を持参すれば納めることができます。

2) 国税務課収税班(☎62・532)

納期内に早めの納付を

「自動車税」

自動車税は、毎年4月1日現在の自動車の所有者に課税される県税で、納付期限は6月1日(月)です。本年度の納税通知書は、5月上旬に発送されますので、最寄りの金融機関やコンビニエンスストアなどで早めに納めてください。

昨年度から、インターネットを利用したクレジットカードでの納付が可能になりました。なお納付期限までの手続きが必要です。

☎自動車税事務所(☎043・243・2721)、旭県税事務所(☎62・0772)

期限内納付に協力を！

平成27年度 税・保険料などの納付期限一覧

納付金額を記入し、納付計画や口座振替時の通帳残高の確認などに活用してください。

納付期限	市県民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者 医療保険料
6月 1日(月)		第1期 円	全期 円			
6月30日(火)	第1期 円			第1期 円	第1期 円	
7月31日(金)		第2期 円		第2期 円	第2期 円	第1期 円
8月31日(月)	第2期 円			第3期 円	第3期 円	第2期 円
9月30日(水)		第3期 円		第4期 円	第4期 円	第3期 円
11月 2日(月)	第3期 円			第5期 円	第5期 円	第4期 円
11月30日(月)				第6期 円	第6期 円	第5期 円
12月25日(金)		第4期 円		第7期 円	第7期 円	第6期 円
2月 1日(月)	第4期 円			第8期 円	第8期 円	第7期 円
2月29日(月)						第8期 円
問い合わせ先	税務課収税班 ☎62-5322				高齢者福祉課 介護保険班 ☎62-5308	保険年金課 高齢者医療年金班 ☎62-5882

※上記は、普通徴収の納付期限です。

使用料などの納付期限と問い合わせ先

水道料金	市営住宅・雇用 促進住宅家賃	農業集落排水 使用料	保育料	下水道使用料	下水道負担金
隔月20日	毎月末	毎月21日	毎月25日	隔月25日	7月31日(金) 9月30日(水) 12月25日(金) 2月29日(月)
水道課業務班 ☎63-9180 旭市水道お客様センター ☎63-8881	財政課 管財営繕班 ☎62-5315	農水産課 農業基盤整備班 ☎68-1173	子育て支援課 保育班 ☎62-5313	下水道課管理班 ☎62-5357	

※納付期限が土・日曜日、祝日の場合は変更になります。

このページを切り取って利用してください

予約申し込みが始まります

スーパープレミアム付 旭市共通商品券

国の緊急経済対策により商品券を発行します。1,000円券を13枚で1セットとし10,000円で販売。33,000セットを用意しています。

購入には予約申し込みを

多数の購入希望者が予想されるため、予約申し込みが必要です。当選・落選の結果はがきは、6月中旬に発送します。

申込期間／5月1日(金)～31日(日) 消印有効

申し込み方法／往復はがきに必要事項を記入し、申し込んでください(往復はがきの書き方参照)。

申し込み際の注意事項

- 申し込みは、1世帯につき1通に限りです。
- 希望セット数の変更はできません。また申し込みセット数が発行セット数を上回った場合は、抽選を行います。
- 記入漏れ、重複記載などは無効となります。

当選はがきが届いたら

本人または家族が旭市商工会

往復はがきの書き方

往信用表面

返信用裏面

〒289-2516 旭市プレミアム商品券 予約係	旭市ロ795-6 旭市商工会内	当選・落選の結果を印刷します。 ※この面には何も書かないください。
--------------------------------	--------------------	--------------------------------------

返信用表面

往信用裏面

郵便番号 氏名 住所	①郵便番号 ②住所 ③氏名 ※同居の家族2人まで ④電話番号 ⑤希望セット数 ※1人5セット、1世帯10セットまで
------------------	---

本所に持参し、購入してください。

引き換え期間／6月20日(土)～30日(火)

時間／午前9時～午後5時

※土・日曜日は午後3時まで。

引き換え際の注意事項

- 当選はがきの譲渡はできません。
- 個別の当落確認や、到達確認には応じられません。

期間内に加盟店で使用を

商品券は、旭市商業振興連合会に加盟する店舗で、期間内に使用しましょう。

使用可能期間／7月1日(水)～12月31日(木)

使用する際の注意事項

- 商品券の交換や売買、現金との引き換えはできません。またお釣りは出ません。
- 税金の支払い、ビール券や印紙など換金性の高いものには使用できません。
- 仕入れ代金の支払いなど、事業資金には使用できません。

問い合わせ先

旭市商業振興連合会(旭市商工会内)

☎62・1348

専門医や看護師が解説します

「健康づくり 出前講座」

時間と場所など

年末年始、祝日を除く、午前9時から午後9時までの間で、90分以内。場所は申し込みをする人が手配をしてください。講師料は無料です。

申し込み方法

市民生活課にある申込書に必要事項を記入し、希望日の1か月前までに持参またはファクス、メールで申し込んでください。申込書は、市ホームページからダウンロードできます。

申し込み・問い合わせ先

市民生活課市民生活支援班

☎62・5396

FAX 62・5855

✉shimin-seikatsu@city.asahi.lg.jp

asahi.lg.jp



講座のメニュー

57講座を実施。くわしい内容は、旭中央病院広報患者相談課(☎63・8111・代表)に問い合わせるか、市または病院ホームページでも確認できます。

申し込みができるのは

市内に在住、在勤または在学している10人以上の団体など。

お年寄りの暮らしを支えます

高齢者福祉サービス



市では、高齢者(市内に住む65歳以上の人の皆さんが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう介護予防や生活支援など、さまざまなサービスを提供しています。お年寄りの状態や家庭の状況に応じて、自分に合ったサービスを利用しましょう。

生活支援事業

● はり・きゆう・マッサージな

どの利用助成事業
70歳以上の高齢者に、はり・きゆう・マッサージ、または指圧に掛かる費用の一部を助成します。

※市に登録された業者を利用した場合のみ。
助成額／1回当たり1,000円(年間12枚)

● 緊急通報装置の設置

一人暮らしの高齢者や高齢者世帯に、緊急事態に備え24時間体制で対応できる緊急通報装置を貸与します。

※協力員が必要。

費用／所得に応じて一部負担あり(1月当たり0〜3,086円)

● 外出支援サービス事業

公共の交通機関やタクシーなどの利用が困難な高齢者、または身体障害者1〜3級で下肢の不自由な40歳以上の人が、市内の医療機関などへの送迎に利用できます。安全を確保するため、介護者の同乗が必要です。

※週1回まで。車いす、ストレッチャー利用の人に限り。
費用／片道100円または300円

● 家族介護支援金

自宅で常にと寝たきり状態にある高齢者で、要介護4または5

と認定され、かつ日常生活自立度(寝たきり度)がB2以上の人と同居している介護者に、支援金を支給します。

※医療機関に入院、または介護保険施設に入所(短期含む)している場合は除く。

※世帯の全員に、介護保険料や市税などの滞納がないこと。
※市民税非課税世帯、または市民税所得割非課税世帯に属すること。

支給額／月額12,000円

● 生きがい活動支援通所事業

要介護認定で非該当と認定された高齢者が、デイサービスセンター等で日常動作訓練や健康チェック、入浴、食事をして要

介護状態への進行を予防します。
費用／1日500円(または300円)＋食費

● 軽度生活支援事業(ホームヘルパー派遣)

要介護認定で非該当と認定された高齢者だけの世帯が、自立した生活を続けられるよう、軽度の日常生活の援助(調理や掃除など)を行います。

費用／1時間未満…230円、1時間〜1時間30分未満…290円

地域支援事業

● 配食サービス事業

老化や傷病などにより、調理が困難となった一人暮らしなど高齢者に、バランスの取れた食事を届け、併せて安否の確認を行います。

※昼食のみで週3回以内。
費用／1食300円

● 通所型介護予防事業

介護予防のための生活機能評価(元気度チェック)で、介護予防が必要と認められた高齢者を対象に、それぞれの目標に応じたプログラムにより運動機能などの向上を図ります。

場所／介護予防拠点(やすらぎ園パワーアップセンター)

費用／1回500円

● 生活管理指導短期宿泊事業

要介護認定を受けていない高齢者を対象に、要介護状態への進行を予防するため、短期間の宿泊による日常生活の指導、支援を行います。

※6か月で14日以内。
費用／事業費の1割を負担

● 住宅改修費助成事業

要介護認定を受けていない高齢者が、暮らしやすい住宅に改修するための費用の一部を助成します。

※事前に申請してください。
助成額／対象改修費の2分の1(限度額180,000円)

● 紙おむつ給付事業

自宅で寝たきりや認知症などで常時失禁状態にある要介護度が重い高齢者に、紙おむつを給付します。

※医療機関に入院、または介護保険施設に入所(短期含む)している場合は除く。
給付枚数／年間270〜540枚(所得状況、要介護度に応じて枚数が異なります)

問い合わせ先

高齢者福祉課高齢者班

☎ 62・5350

心身に障害のある人を支えます

福祉サービス

市では、心身に障害のある人の生活を支え、喜びや生きがいを持って暮らしていけるよう、さまざまな福祉サービスを提供しています。

各サービスには、利用者負担や所得の制限がありますので、気軽に相談してください。



在宅で受けるサービス

- **居宅介護(ホームヘルプ)**
自宅にホームヘルパーが訪問し、日常生活の手伝いをします。
- **訪問入浴サービス**
重度身体障害者の家庭に入浴車が訪問します。
- **移動支援事業**
買い物などの用事があり、外出するとき、移動の手伝いをします。
- **施設で受けるサービス**
- **児童発達支援**
就学前の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

ます。

● 放課後等デイサービス

就学している児童に、生活能力向上の訓練、社会との交流促進などを放課後や休日に行います。

● 短期入所

家族が病気、冠婚葬祭などで一時的に介護できなくなったとき、短期間、施設で入浴や食事などの介護をします。

● グループホーム

障害者の自立を促すため、共同で生活をします。

● 福祉作業所などへの通所

障害などがあって雇用されることが難しい人に、通所により必要な訓練を行います。

助成サービス

● 医療費の助成

心身障害者(児)の医療費の自己負担額を助成します。

● 難病療養者医療費助成

指定難病療養者や小児慢性特定疾病療養者、特定疾患療養者の医療費の自己負担額を助成します。

指定難病療養者・小児慢性特定疾病療養者・特定疾患療養者

月額/14,000円まで(入院)、2,000円まで(通院)

＜重症認定者＞

月額/2,000円

● 福祉タクシー利用券の交付

福祉タクシーを利用する際、費用を助成する利用券を交付します。

● 補装具費の支給

補聴器、車いす、装具、義足などを購入・修理する場合に、費用の一部を助成します。
※事前に申請してください。

生活保障

● 特別障害者手当

常に特別の介護を要する在宅の重度障害者に支給します。

月額/26,620円

● 特別児童扶養手当

在宅の障害児を養育している人に支給します。

月額/51,100円(1級)、34,030円(2級)

● 障害児福祉手当

常に介護を要する在宅の重度障害児に支給します。

月額/14,480円

● ねたきり身体障害者および重度知的障害者介護手当

在宅の寝たきり身体障害者、または重度知的障害者を介護している人に支給します。

※特別障害者手当などを受給している場合は除く。

月額/8,650円

● 心身障害者扶養年金制度

心身障害者を扶養している人で、県の心身障害者扶養年金に加入し、月々一定の掛け金を納付していた人に万一のことがあった場合、残された心身障害者に終身一定の年金を給付します。

給付サービス

● 日常生活用具などの給付

在宅障害者(児)にストマ装具、紙おむつ、歩行補助つえなどの日常生活に必要な用具を給付します。

※事前に申請してください。

問い合わせ先

社会福祉課障害福祉班

☎ 62・5351

満開の桜
にぎわう会場

袋 公園桜まつりが4月1日～12日にかけて開催され、多くの方が公園を訪れました。

4日には「演芸&こどもゲーム大会」が行われ、市内外から家族連れなど15,000人が来場。この日、にぎわいを見せるイベント会場には、ダンスやおはやしなどの催しに声援を送ったり、ゲーム大会、野だてなどに参加したりする人たちの姿がありました。



- ① 満開の桜の下を行き交う来場者
- ② ステージショーでにぎわうイベント広場
- ③ お茶をたてて振る舞う野だて
- ④ いろいろな遊びに挑戦できるこどもゲーム大会



真剣なまなざしで作業する親子

旭少年少女発明クラブ開始式

第33期生たちが活動開始

も のづくりを通して、工夫する楽しさと創作する喜びを知ってもらおうと行われている、旭少年少女発明クラブ。その開始式が4月19日、青年の家体育館そばの発明クラブ工作室で行われました。

この日は親子工作も行われ、先生の指導の下、木を使った鉢カバーが作られました。作業を行った子どもたちは、完成した五角形やひし形の鉢カバーを手で「花を入れるのが楽しみ」などと笑顔を見せていました。

3
29

笑みがこぼれるアレンジメント作り



作品の出来に顔がほころぶ

海上キャンプ場でフラワーアレンジメント教室を開催。この日は、トルコキキョウやスターチス、ミモザなどを使った作品作りが行われました。花の色合いや大きさを見ながら、

配置や茎の長さを調節する参加者たちは、互いに出来栄えを見せ合いながら、笑顔で言葉を交わしていました。

4
1

新しい行政相談委員に大木多可志さんと片山はつ子さん



大木多可志さん



片山はつ子さん

総務大臣の委嘱により、4月1日付けで大木多可志さん(清滝)と片山はつ子さん(東足洗)が新たに行政相談委員となり、花香寛源さん(萬歳)が再任されました。

行政相談委員は、毎日の暮らしの中で、国や特殊法人などの仕事の相談や直接窓口には言いたくない苦情など、皆さんの相談に応じます。

4
1

吉野直子さん・宮野作一さんが人権擁護委員に再任



吉野直子さん



宮野作一さん

法務大臣の委嘱により、4月1日付けで吉野直子さん(足川)と宮野作一さん(琴田)が人権擁護委員に再任されました。

人権擁護委員は、日常で起こるさまざまな人権問題を解決するため、皆さんの相談に応じます。

4
5

矢指スポーツ少年団が2大会制覇で県大会へ!



2大会制覇の矢指スポーツ少年団

旭市スポーツ少年団春季・夏季野球大会が、それぞれ3月1日～8日、3月29日～4月5日に旭スポーツの森公園野球場などで行われました。市内10チームが参加する

中、矢指スポーツ少年団が2大会を制覇。好成績を残した旭中央サンチャイルドと共和琴田・干潟メッツスポーツ少年団、海上マリニックズと共に県大会に出場します。

熊野神社・鎌数の神楽

地域の平穏と五穀豊穡を願って



笛や太鼓に合わせて演舞を披露 (熊野神社の神楽)



色鮮やかな衣装で舞う子どもたち (鎌数の神楽)

熊野神社の神楽が3月21日に清和乙の境内で、鎌数の神楽が3月27日と28日に鎌数伊勢大神宮で奉納されました。参拝者など多くの人が見守る中、古式ゆかしい衣装に身を包んだ氏子衆や子どもたちが、次々と演舞を披露していました。

地域の平穏や五穀豊穡を願い、江戸時代から続くこれらの神楽は、共に県の無形民俗文化財に指定されています。

春のへら鮎釣り大会

曇り空の下、97人が腕を競い合う



水辺に並ぶ釣り座、魚を釣り上げる参加者の姿も

袋 東ため池で4月19日、春のへら鮎釣り大会が開催。この日は、市内外から97人が参加しました。曇り空の下、早朝から釣り糸を垂れる参加者たち。水面のウキの動きに集中し、次々と魚を釣り上げていました。

大会の結果は、次のとおりです(敬称略)。**1位**／小林久人(香取市)、**2位**／高橋好夫(神栖市)、**3位**／江畑千晴(鹿島市)

旭中央病院を地方独立行政法人に移行します

これからも市民の健康を支える病院として

市では、最短で平成28年4月を目標に、旭中央病院の経営形態を現在の地方公営企業から地方独立行政法人とすることとしました。

地方独立行政法人とは

地域に必要な事務・事業であって、市が直接に実施する必要がないもののうち、民間に委ねた場合は必ずしも実施されない恐れがあるものを、効率的かつ効果的に行わせる目的で市が

設立する法人です。

運営方法は

市は法人に対して、3年から5年の期間で法人が達成すべき業務運営に関する目標を中期目標として指示します。

法人は中期目標に基づき中期計画や年度計画を定め、市の認可を受け計画に沿って運営を行っていきます。

透明性が確保

市の付属機関である評価委員

議会に報告された寄付

※順不同、敬称略

災害復旧・復興費として

復興支援合唱団アネモス／100万円、株式会社エージー・ジャパン／40万円、学校法人中村学園／30万円、旭市建設業災害対策協力会／10万円

旭市学校給食センターの学校給食賄い材料として

株式会社千葉県食肉公社／豚肉818kg(109万4,000円相当)

鶴巻小の教育用備品として

鶴巻中学校同窓会／一輪車10台、ラック一式(20万円相当)

富浦小・矢指小の管理用備品として

復興支援合唱団アネモス／電波時計9台、掃除機1台、加湿空気清浄機1台、CDラジカセ2台(11万3,000円相当)

会において、法人の業務実績に関する評価などを行うこととなります。なお中期目標や中期計画・年度計画、法人の財務諸表や業績評価などの情報は、公表が義務付けられており、透明性の確保が図られます。

法人化すると

より迅速な意思決定が行われることになり、市民や患者のニーズに柔軟に対応した医療・サービスの提供がより可能となります。またこれまで行ってきた周産期医療、救急医療、高度医療などは、市の指示により引き続き法人が担っていくこととなります。

市では、これからも移行準備の進捗状況などを市民の皆さんに発信していきます。

旭中央病院地方独立行政法人移行準備室(☎62・5307・企画政策課内)

自主的な防災活動を行う区などに

補助金を交付

市では、自主的な防災活動を行う区などに補助金を交付し、

自主防災組織の結成・活動を推進しています。

自主防災組織とは

「自分たちの町は自分たちで守る」など、地域住民の自衛意識と連帯感で結成された組織を、自主防災組織と呼んでいます。

大地震などが発生した場合、警察や消防などの活動は、著しく困難になることが予想されます。

このような状況下では、住民自らが防災活動を行うことが期待されています。これは、被害を最小限に食い止めることにもつながります。

対象

区や自治会などの日常生活圏を単位とし、自主的な防災活動を行う組織

対象事業

〔地域の自主的な防災訓練〕
補助額／事業に要した費用の3分の2に相当する額(千円未満切り捨て)とし、10万円を限度とする。

〔防災用資機材などの購入〕

補助額／●自主防災組織の設立時に購入する場合：費用の全額(千円未満切り捨て)とし、20万



円を限度とする。●前記以外で購入する場合：費用の3分の2に相当する額(千円未満切り捨て)とし、10万円を限度とする。

申請方法

総務課にある申請書に、必要書類を添えて提出してください。

〔注意事項〕

- ほかの補助事業との併用はできません。
 - 防災訓練での補助は、1年度につき1回まで。
 - 購入補助は前5年度の間(当該年度を含む)に、ほかの資機材購入補助金などの交付を受けていないものに限る。
- 甲 総務課地域安全班(☎62・5311)

知っていますか

特別障害給付金制度

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金などを受給していない障害がある人を対象に、給付金を支給する特別障害給付金制度があります。

対象は

任意加入していなかった期間内に初診日(障害の原因となる傷病について、初めて医師また

は歯科医師の診療を受けた日)があつて、現在、障害基礎年金1・2級相当の障害があり、次のいずれかに該当する人

- (1)平成3年3月31日以前に国民年金任意加入対象であつた学生
- (2)昭和61年3月31日以前に国民年金任意加入対象であつた被用者(厚生年金・共済組合などの加入者)の配偶者

※65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当した人に限りません。

春の全国交通安全運動実施

ルールむし しん号むしは わるいむし

春の全国交通安全運動を5月11日(月)~20日(水)まで、全国一斉に実施します。

運動期間中の5月20日は「交通事故死ゼロを目指す日」です。子どもや高齢者などの交通弱者を交通事故から守るため、交通ルールとマナーを守り、一人一人が交通事故防止に努めましょう。

運動の重点目標

1. 子どもと高齢者の交通事故防止
2. 自転車の安全利用の推進
3. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
4. 飲酒運転の根絶

閩市民生活課市民生活支援班(☎62-5396)

請求する窓口は

市保険年金課で手続きできます。また請求の審査・決定は日本年金機構が行います。

閩国保年金課高齢者医療年金班(☎62・5332)

地域で進めるきれいなまちづくり「春のゴミゼロ運動」を実施します

ごみの散乱防止と再資源化促進の普及啓発を目的として、市内一斉に春のゴミゼロ運動を実施します。道路や公園などに落ちているごみを集め、きれいな旭をつくりましょう。

日時/5月31日(日) 午前8時~

※当日は、午前7時に防災行政無線で周知します。

〈注意事項〉

- 集めたごみは、缶、瓶、ペットボトル、燃えるごみ、燃えないごみに分け、それぞれ別の袋に入れてください。
- 家庭にあるごみは、絶対に出さないでください。
- 集合場所やごみの集積場所は、区または実施する団体などに確認してください。

きれいな旭をつくる会事務局(☎62・5329・環境課環境美化班内)

旭中央病院便り vol.33



<http://www.hospital.asahi.chiba.jp/>

7月15日(水)から「院外処方」に移行します ~薬の受け取り方が変わります~

これまで外来患者さんの薬は、全て院内で渡していましたが、院外処方へ移行することが決定しました。当院で発行した「処方せん」を院外にある保険薬局へ持参し、薬を受け取るようになります。

看護の心をみんなの心に 「看護の日」のイベントを開催します

日時/5月13日(水) 午前9時30分~午後2時30分
場所/本館2階エレベーター連絡通路ほか
内容/各種測定(血圧、体脂肪、骨密度など)、栄養相談、救急処置法、役立つ災害時の知識、がん相談、心の相談、

キッズ白衣試着コーナーなど

病院ボランティアとして活動しませんか?

利用者が安心して受診できるよう、ボランティアの皆さんには、外来患者さんの案内、身体の不自由な人の手助け、花壇の手入れなど、さまざまな活動をお願いしています。興味がある人は問い合わせてください。

妊婦健診、出産を考えている人へ ~分娩を積極的に受け入れています~

妊娠している人の場合、周辺の産科医療体制を考慮して、紹介状がなくても妊婦健診、出産の対応をしています。「里帰り分娩」を希望する場合、分娩の予約を電話で受け付けていますので、平日午後産婦人科外来まで連絡してください。また「地域周産期母子医療センター」に認定されているので、通常分娩のほか、心配がある人も安心して出産できる体制を整えています。

なお産科以外の診療科は、紹介状を持参して受診することを勧めます。

閩旭中央病院(☎63-8111・代表)

文化情報ナビ

文化施設からのお知らせ

※入場料を記載していない催し物は無料です。



東総文化会館

5月の休館日 7日、11日、18日、25日

津軽三味線 柴田三兄妹コンサート

全国大会個人団体合わせて38回優勝！ 日本一の三兄妹が津軽三味線の迫力の音色で、皆さんを元気にします。

日時／7月19日(日) 開場：午後1時 開演：午後1時30分

入場料／2,500円(全席指定)

チケット発売日／5月21日(木) 午前10時～ ※チケット発売初日に限り、1人4枚まで

チケット発売所／三川屋駅前店・国道店、サンモールインフォメーション、向後文具店、ラブイシカワ、東総文化会館、いいおかユートピアセンター、干潟公民館、生涯学習課(海上支所1階)

閩生涯学習課文化振興班(☎55-5728)

座頭市物語文学碑建立5周年碑前祭

日時／5月17日(日) 開場：午前9時30分 開会：午前10時

内容／活動報告、記念講演「江戸末期の東総地域」、講演「天保水滸伝より平手造酒」、献歌、舞踊、ダンス、歌謡笑劇場「幽学と改心楼」

閩飯岡市さん会(☎090-3537-6654)



海上公民館

絵本の読み聞かせ会

日時／5月9日(土) 午前10時～10時30分

子ども映画会

日時／5月9日(土) 午前10時30分～11時30分

対象／未就学児童向け

閩海上公民館(☎55-2566)



海上ふれあい館(JR飯岡駅)

休館日 毎週月曜日

長谷川明弘油画展

期間／5月1日(金)～15日(金)

いいおかユートピアセンターアメリカンフラワー講座作品展

期間／5月16日(土)～31日(日)

〈共通事項〉

時間／午前9時～午後5時 ※最終日は午後3時まで

閩海上ふれあい館(☎55-5115)



まちかどギャラリー「銀座」

鈴輪押花会 押花絵作品の展示

期間／5月11日(月)～17日(日)

時間／午前10時～午後5時 ※17日は午後4時まで

閩鈴輪押花会(☎63-1875)

※まちかどギャラリー「銀座」の使用に関する問い合わせは、商工観光課商業振興班(☎62-5874)へ。



市図書館だより

閩市図書館(☎62-2560) <http://www.library-asahi-chiba.jp/>

開館時間／火～金曜日…午前9時～午後6時 土・日曜日…午前9時～午後5時

今月の休館日／3日(日・祝)～6日(水・振休)、21日(木)、毎週月曜日

今月の一冊

「海へ」

高橋順子 著(書肆山田)

旧飯岡町に生まれ育った著者の第1詩集は、1977年の『海まで』。ところが、震災の津波により同級生を失い、実家も浸水する。“ぎざぎざ波ぐじゃぐじゃ海”(「津波はまっすぐ来た」)。“わたしの「海まで」の矢印は海によってへし折られた”(「海を好きだった」)。それでも“海という窓は閉められぬ”(「3.11あれから」)。

古里の海への鎮魂を込めた新詩集は、第10回三好達治賞を受賞。



新着図書

- 裏が、幸せ。(酒井順子)
- 凶解はじめての株(学研)
- 世界遺産姫路城を鉄骨でつむ。(文藝春秋)
- 「使いきる。」レシピ(有元葉子)
- 365日しっかり朝ごはん(浜内千波)
- 共働き子育てを成功させる5つの鉄則(普光院亜紀)
- 健さんからの手紙(近藤勝重)
- ブラックオアホワイト(浅田次郎)
- 1981年のスワンソング(五十嵐貴久)
- 火星に住むつもりかい?(伊坂幸太郎)
- 電車道(磯崎憲一郎)
- 死んでたまるか(伊東潤)

- EPITAPH東京(恩田陸)
- 恋づくし(工藤美代子)
- 千日のマリア(小池真理子)
- ナナフシ(幸田真音)
- 神様が降りてくる(白川道)
- レオナルドの扉(真保裕一)
- 永い言い訳(西川美和)
- STORY OF UJI(林真理子)
- 火花(又吉直樹)
- 知的生活習慣(外山滋比古)
- 小さな幸せ46こ(よしもとばなな)

おはなしの時間

幼児向きの絵本の読み聞かせ

日時／5月14日(木)、28日(木)

午後4時30分～5時

場所／市民会館

相談室

一人で悩まず相談してみませんか！

日々の暮らしの中で発生するさまざまな問題を解決するため、各種の無料相談を行っています。秘密は守られます。

相談名	内容	期日・時間	場所	問い合わせ
交通事故相談	示談、賠償額の算出、自賠責保険の請求の仕方など	5月18日(月) 午前10時～午後3時 ※待ち時間解消のため、要事前連絡。	市役所本庁	市民生活課 ☎62-5396
市の法律相談	法律問題 ※時間は1人30分。市民を対象(同一内容での相談は1回限り)。	5月11日(月) 午後1時30分～4時 ※予約制 1日(金)午前8時30分から受け付け	海上支所	市民生活課 ☎62-5396
		5月25日(月) 午後1時30分～4時 ※予約制 15日(金)午前8時30分から受け付け	市役所本庁	
人権・行政相談	人権問題、行政への要望・意見など ※時間は1人30分。	5月12日(火) 午後1時30分～3時30分	市役所本庁	市民生活課 ☎62-5396
		5月26日(火) 午後1時30分～3時30分	海上支所	
心配ごと相談	家庭内の心配事など	5月 7日(木) 午後1時30分～3時30分	海上ふれあいサポートセンター	旭市社会福祉協議会 ☎57-5577
		5月13日(水) 午前10時～午後3時	青年の家2階	
		5月20日(水) 午後1時30分～3時30分	海上ふれあいサポートセンター	
		5月27日(水) 午前10時～午後3時	青年の家2階	
消費生活相談	物品購入時のトラブル、多重債務の相談など	月～金曜日 午前9時～午後4時	旭市消費生活センター(青年の家1階)	旭市消費生活センター ☎62-8019
こころの健康相談	精神障害(うつ病・アルコールなど)	5月18日(月) 午後1時30分～3時 ※予約制	旭市保健センター	海匠健康福祉センター ☎0479-22-0206
ピアサポート相談	こころの健康や生活に関する相談	5月18日(月) 午後1時30分～3時 ※予約制	旭市保健センター	海匠健康福祉センター ☎0479-22-0206
子育て相談	子育てに関する質問や情報提供など	月～土曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※土曜日の開館は、6月末までは第2・4土曜日。	旭市子育て支援センターハニカム(南分館2階)	旭市子育て支援センターハニカム☎62-7099
家庭児童相談	児童虐待・児童養育問題など	月～金曜日 午前9時～午後4時	家庭児童相談室(子育て支援課内)	家庭児童相談室 ☎62-5362
教育相談(学校)	学校教育についての悩みなど	月～金曜日 午前8時30分～午後5時	海上支所2階	学校教育課 ☎55-5726
教育相談(家庭)	家庭教育・子育ての悩みなど	月～金曜日 午前8時30分～午後5時	海上支所1階	生涯学習課 ☎55-5747
市民健康相談	生活習慣病をはじめ子どもからお年寄りまでの健康相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時	(電話受付)	旭市保健センター ☎63-8766 飯岡保健センター ☎57-3113
歯科相談	診察、歯磨き指導など	5月14日(木) 午前9時30分～ 受け付け：午前9時15分～10時30分	飯岡保健センター	飯岡保健センター ☎57-3113
福祉の総合相談	障害者への虐待問題、権利擁護など福祉(生活)全般にわたる相談	365日24時間 訪問相談も実施 夜間は電話転送にて対応	中核地域生活支援センター海匠ネットワーク	中核地域生活支援センター海匠ネットワーク、旭市障害者虐待防止センター ☎60-2578 FAX60-2579
介護相談	介護に関する相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時	高齢者福祉課	旭市地域包括支援センター ☎62-5433
障害者差別相談	障害者差別に関する相談	月～金曜日 午前9時～午後5時	(電話受付)	海匠健康福祉センター ☎0479-22-0739
職業相談	職業相談、求人情報の提供など	月～金曜日 午前8時30分～午後5時	地域職業相談室(青年の家1階)	地域職業相談室 ☎62-5359
行政書士会	相続、遺言、許認可申請、農地転用など	5月 9日(土) 午後1時～4時	青年の家2階	千葉県行政書士会東総支部・寺村 ☎63-7813
司法書士会	不動産登記、法律問題、多重債務の相談など	5月16日(土) 午後1時～5時 ※14日(木)までに電話予約。	市民会館2階	司法書士飯嶋事務所 ☎0479-25-0567
税理士会	税務全般にわたる相談	5月12日(火) 午前10時～午後4時 ※予約制(受け付けは平日の午後1時～)	銚子商工会館2階	千葉県税理士会銚子支部 ☎0479-22-3901

健康インフォメーション

親と子の健康づくり 場所・閩飯岡保健センター(☎57-3113)

種別	期日	受付時間	対象・内容	
健康診査	乳児健康診査	5月27日(水)	12:50~13:10	平成27年 1月 7日~26日生
	1歳6か月児健康診査	5月13日(水)	12:50~13:10	平成25年 9月26日~10月 8日生
	2歳児歯科健康診査	5月21日(木)	9:00~ 9:20	平成24年11月 3日~19日生
	3歳児健康診査	5月20日(水) 5月29日(金)	12:50~13:10	平成23年11月14日~12月 2日生 平成23年12月 3日~18日生
相談	育児相談	5月15日(金)	9:00~10:00	乳幼児の発育確認、言葉、食事、歯などに関する相談
	ことばや発達の相談 ※予約制	5月11日(月) 5月28日(木)	9:30~14:30	就学前の子どもの言葉や発達に関する個別相談
	歯科相談	5月14日(木)	9:15~10:30	歯科医師による診察と歯科衛生士の歯磨き指導
教室	両親学級	5月12日(火)第3回	9:00~ 9:15	お産の経過と呼吸法、赤ちゃん抱っこ体験など
		5月26日(火)第4回		沐浴実習、妊婦体験など
	子育て学級	5月12日(火)第2回	9:15~ 9:30	平成27年1~2月生まれの第1子と希望者
	離乳食教室 ※申込制	5月22日(金)	13:00~13:20	平成26年11~12月生 内容：離乳食の進め方(講話、調理実習)

予防接種 閩旭市保健センター(☎63-8766)

【集団接種】 場所：旭市保健センター

種別	期日	受付時間	対象
BCG	5月15日(金)	13:15~13:45	生後5~8か月未満

【定期個別接種】 場所：各指定医療機関

種別	対象
ヒブ	生後2~60か月未満
小児用肺炎球菌	生後2~60か月未満
四種混合、ポリオ	生後3~90か月未満
水痘	生後12~36か月未満
麻疹・風疹混合	1期：生後12~24か月未満 2期：平成21年4月2日~22年4月1日生
日本脳炎	1期：生後36~90か月未満 2期：9~13歳未満 特例対象：平成19年4月1日以前生まれの20歳未満で、平成17~21年度に接種していない人
三種混合	生後3~90か月未満 ※要事前問い合わせ
高齢者肺炎球菌	65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳の人、60~64歳で心臓などに障害のある人 ※4月2日(木)~平成28年4月1日(金)に対象年齢になる未接種者に3,000円を助成(助成は1回限り)。助成期間は平成28年3月31日(木)までです。

【任意個別接種】 場所：各指定・協力医療機関

種別	対象
高齢者肺炎球菌	71歳以上で定期個別接種の年齢に該当しない人 ※未接種者に3,000円を助成(助成は1回限り)。要事前問い合わせ

本年度も実施 あさひ健康応援ポイント 健康づくりの実践で「健康と景品」をゲット!

健康づくりを実践しながら500ポイントをためると、抽選で健康に役立つ品が当たります。

あさひ健康応援ポイントに参加して、健康な体はもちろん景品まで手に入れよう。

対象／市内在住の20歳以上の人

※平成28年2月29日(月)までに20歳になる人を含む。

期間／3月1日(日)~平成28年2月29日(月)

応募期限／平成28年3月4日(金)

景品／今年度も健康に役立つ景品を用意します。

ポイント対象の取り組み／●健康診断または人間ドックを受ける(健診100ポイント、ドック200ポイント)

●がん検診を受ける(1種類50ポイント) ●歯科検診を受ける(100ポイント) ●献血をする(1回50ポイント)

●スポーツ教室・サークル活動・健康教室に参加する(1教室20ポイント) ●スポーツ大会に参加する(1回20ポイント) ●健康目標に取り組む(300ポイント)

応募箱設置場所・申込書配布場所／旭市保健センター、飯岡保健センター、海上健康増進センター、干潟公民館

応募方法／500ポイントたまったら、専用の応募箱に投函するか郵送またはファクスで応募してください。

閩健康管理課庶務企画班(☎63-8766)

献血に協力を!

期日	場所・受付時間
5月14日(木)	旭市保健センター 10:00~11:45 13:00~15:45



※献血カードを持っている人は持参してください。

閩健康管理課庶務企画班(☎63-8766)

お知らせ

Information

一人で抱え込まずに相談を 「生活困窮者自立支援制度」

さまざまな理由で生活に困っている人の相談に応じ、一人一人の抱える課題の解決と生活の安定・自立へ向けた支援を行います。

日時／毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※祝日を除く。

場所／旭市社会福祉協議会

対象／市内在住で生活や仕事に困っている人

㊦旭市社会福祉協議会地域生活支援室 (☎57-3133)

戦後70年、旭市・匝瑳市の戦跡を歩こう 「香取基地跡歴史散歩」

日時／5月16日(土) 午後1時40分～4時20分(予定)

集合場所／旭緑地公園

費用／500円(資料代)

持ち物／歩きやすい服装、保険証

㊦東総歴史教育者協議会・野口(☎090-4822-9104) ※午前8時～10時のみ。

刑事裁判を傍聴しませんか？ 裁判官が質問に答えます

日時／5月22日(金) 午後2時～4時20分 ※要事前申し込み

場所／千葉地方裁判所新館(千葉市)

定員／40人

内容／裁判の傍聴、裁判官による事件の解説と質疑応答、施設見学など

費用／無料

㊦千葉地方裁判所事務局総務課広報係(☎043-222-0165)

基礎・応用学力を身に付けよう 「数学ステップアップ無料塾」

日時／毎週土・日曜日 午前10時～正午(週1回)

場所／海上公民館

対象／市内の中学校3年生と高校1年生 ※数学の学習塾に通っていないこと。

定員／10人 ※高校1年生コースは5人。

内容／●中学3年生コース：高校入試の基礎・応用学力を身に付ける ●高校1年生コース：大学入試センター試験を目指す3年間の連続講座

㊦高田(☎090-1809-0795)

債務整理や借金のストレスに対応します 「おかね」と「こころ」の無料相談会

日時／5月21日(木) 午後6時～8時30分 ※要事前予約、1人50分。

場所／旭市消費生活センター(青年の家1階)

㊦旭市消費生活センター(☎63-7272)

契約トラブル・悪質商法に関する相談 「週末・出張消費生活センター」

日時／5月9日(土) 午前9時～午後4時

場所／いいおかユートピアセンター小会議室

㊦旭市消費生活センター(☎63-7272)

市税の夜間・休日納税窓口

〈日時〉

●夜間納税窓口：5月11日(月)、25日(月) 午後8時まで

●休日納税窓口：5月24日(日) 午前8時30分～午後5時

〈場所〉

税務課

㊦税務課収税班(☎62-5322)



+ 健康 × モ +

睡眠と疲労

疲労回復には睡眠が大切であることは皆さんお分かりだと思います。でも仕事が忙しい、季節の変わり目で体調が悪いなどで「疲れているが眠りが浅い」「眠っているが疲れが取れない」「眠っているのか分からない、寝た気がしない」という話をよく聞きます。

疲労を取り除くための睡眠は、何時間寝たかということだけではなく、眠りの質が重要です。午後11時～午前3時の間に深く眠れていると良質な睡眠が取れ、疲労回復につながります。

毎晩眠りに付くのが深夜になってしまうような人は、生活時間をリセットする必要があります。朝起きて日光を浴びると、それから14、15時間して睡眠誘導ホルモンのメラトニンが分泌され、自然な睡眠が誘導されます。毎日早起きして、決まった時間に日光を浴びれば、体内

時計は毎日リセットされ、少しずつ睡眠の状態は改善されていきます。

それ以外にも睡眠状態の改善へ向け「昼寝はしない、しても短時間にする」「毎晩定時に就寝し、定時に起床するように心掛ける」「入眠前の間食や飲酒は控える」「食事は八分目」など生活習慣の改善も重要です。

入眠前は温かめの湯に入浴する、室内の照明を落とすなど気持ちがリラックスできるように心掛けることも大切です。

眠りたいという思いが強すぎて眠れなくなってしまう人も多くみられます。初めはあまり質の良い眠りにこだわらず、就寝時間、起床時間を守り、決まった時間に横になることを心掛けましょう。眠れないからといって布団から出てしまってもはいけません。深夜、横になっていれば、たとえ眠れなくても生活のリズムは少しずつ改善され、疲れも取れてきます。

忙しい毎日ですが、疲労回復、質の良い睡眠のために、できることから心掛けてみましょう。

【旭市医師会】

☎…申し込み ㊦…問い合わせ

農作物・ハウス被害防止のため カラスなどの駆除を行います

市内の農地で、銃器を使った駆除を行います。事故防止のため、住宅付近では行いませんが、実施期間中は注意してください。

実施期間／6～8月

㊦農水産課農業基盤整備班(☎68-1173)

旭市シニアカレッジ開講式・記念講演会

日時／5月19日(火) 午後2時～3時15分

場所／東総文化会館小ホール

定員／300人

演題／人は一人では生きられない～幸せの処方箋～

講師／長谷川幸介さん(茨城大学社会連携センター准教授)

費用／無料

㊦生涯学習課社会教育班(☎55-5727)

旭市家庭教育学級合同開級式・講演会

日時／5月16日(土) 午後1時20分～3時

場所／東総文化会館小ホール

定員／300人

演題／心のストレッチ～大人が生き生き輝けば 子どもの未来も輝きます～

講師／佐久間レイさん(声優・歌手・脚本家)

費用／無料

㊦生涯学習課社会教育班(☎55-5727)

実施されます

「千葉県調理師試験」

日時／7月23日(木) 午後2時～4時
場所／日本コンベンションセンター国際展示場(千葉市)

申込期間／5月19日(火)～21日(木)
※午前10時～午後4時のみ

申し込み方法／海匠健康福祉センター、八日市場地域保健センターにある願書に必要事項を記入し、提出してください。

㊦海匠健康福祉センター地域保健福祉課(☎0479-22-0206)



涙の向こう側

市長 明智 忠直

随筆

第68回

人間はなんて素晴らしい生き物だろう。季節もまた規則正しくいろいろな味わいを感じさせるべく巡ってきます。3月そして4月と、今年もさまざまな別れと出会いの行事が催され、私も多くの場面に出席しました。

卒業式では、感情のまま涙する子どもたちの姿がありました。一生懸命頑張って、このときを迎えたからこそその感激の涙、自分の目標や夢の遠さに流した悔し涙もあったかもしれません。

また親しき友、恩師との別れのつらさに涙する人もあったと思います。そんな涙の向こう側を思い浮かべると、感動を禁じ得ません。一生の中で、このときの涙ほど美しく、感動を与えるものはないと思います。子どもたちには、将来も今の気持ちを忘れないでほしいと感じ、先生方の確かな教育に、安堵したところでもありました。また各種の団体や会社でも、退職や転任の式が行われたこと

5月12日は「民生委員・児童委員の日」 民生委員・児童委員は地域の身近な相談相手です

「誰に相談すればいいかわからない」「子育てに不安がある」などの悩み事はありますか？ 民生委員・児童委員は、福祉に関する相談の受け付けと問題を解決できる機関の紹介、高齢者の見守りなど、多くの役割を担っています。

主な活動内容／地域の実情の把握、支援を必要とする人の日常生活に関する相談や助言、支援を必要とする人が福祉サービスを利用するための情報提供、地域で福祉活動を行う人との連携と支援、福祉事務所などの関係行政機関への協力、育児・子育てに関する相談や専門機関への連絡調整
㊦社会福祉課社会班(☎62-5317)

「手話奉仕員養成講座(前期)」

日時／6月3日～平成28年1月20日の毎週水曜日(全27回) 午後7時～9時

場所／銚子市勤労コミュニティセンター2階

対象／手話奉仕員養成講座の前期を修了していない人

定員／20人

費用／8,220円(テキスト代など)

申込期間／5月1日(金)～15日(金)

申し込み方法／社会福祉課にある申込用紙に必要事項を記入し、提出してください。

㊦社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会千葉県聴覚障害者センター(☎043-308-6373)

① 暮らしのインフォメーション

催し物

Events

地産地消と未来をテーマに「VILLAGE」開催!

日時/5月6日(水・振休) 午前11時~午後4時 ※荒天中止

場所/袋公園

内容/次世代の生産者と飲食店が集結する一大フードパーティー ※くわしい内容は、VILLAGEのホームページ(<http://www.village365.info/>)で見ることができます。

園VILLAGE制作委員会(☎080-5190-0878)

お知らせ

Information

今後の福祉を考える講演会「スウェーデンに学ぶ福祉の未来」

日時/5月10日(日) 午後2時~4時

場所/東総文化会館小ホール

定員/300人

講師/藤井威^{たけし}さん(元駐スウェーデン特命全権大使兼ラトヴィア特命全権大使)

費用/無料

園旭市社会福祉協議会(☎57-5577)

第25回県民が集う「看護の日」

日時/5月16日(土) 午前11時~午後3時

場所/イオンモール銚子

内容/健康チェック、看護進路相談、訪問看護紹介など

園公益社団法人千葉県看護協会(☎043-245-0025)

草花の魅力に触れる「山野草展示会」

日時/5月10日(日) 午前9時~午後3時

場所/県立東庄県民の森ふるさと館

内容/春の野草の展示と即売

園県立東庄県民の森管理事務所(☎0478-87-0393)

環境ボランティア団体への登録で奨励金が交付されます

対象/公共的な場所の清掃、不法投棄ごみの回収などを行う市民10人以上で構成された団体

奨励金の額/5万円以内 ※活動参加延べ人数により算出、登録団体が多い場合は調整します。

申込期限/5月29日(金)

申し込み方法/環境課にある計画書に必要事項を記入し、提出してください。

園きれいな旭をつくる会事務局(☎62-5329・環境課環境美化班内)

全線の早期完成を目指し「第17回銚子連絡道路整備促進地区大会」

日時/5月25日(月) 午後2時~4時

場所/八日市場ドーム(匝瑳市)

内容/講演「アベノミクスの地方創生と銚子連絡道路の重要性について」(千葉商科大学学長:島田晴雄さん)

園東総地区広域市町村圏事務組合(☎62-3305)

赤十字活動資金へ協力を

5~6月は、赤十字運動月間です。日本赤十字社は、国内の災害時の救護をはじめ、国外の紛争・自然災害の被災者に対する緊急救援活動など、さまざまな人道的活動を行っています。これらの活動は、皆さんから寄せられた善意によって支えられています。

自宅や勤務先に区の役員、赤十字奉仕団の人が訪問しますので、協力してください。

園日本赤十字社千葉県支部(☎043-241-7531)、市社会福祉課社会班(☎62-5317)

作って飛ばそう「飛行機工作教室」

日時/5月3日(日・祝)~6日(水・振休) 午後1時~2時30分(受け付け:午前10時~)

場所/航空科学博物館

定員/40人

費用/入館料のみ

園航空科学博物館(☎78-0557)

育てる楽しみ、収穫の喜びを体験しよう市民農園を貸し出しています

区画/●鎌数農園(鎌数3872):18区画(1区画33㎡) ●岩井農園(岩井2540):7区画(1区画30㎡)

費用/5,000円

貸付期間/1年間

園農水産課振興班(☎68-1174)

犬の散歩はマナーを守って

犬の散歩をする人の多い、海岸付近や公園、空き地などに犬のふんが放置され、住民や施設利用者の迷惑となっています。散歩時のふんは飼い主が持ち帰り、後始末しましょう。

また散歩をする際には、首輪が外れないよう、きちんとつなぎ、リードを短めにして歩道からはみ出さないよう気を付けましょう。

園環境課環境美化班(☎62-5329)

駆除に協力を 特定外来生物「オオキンケイギク」

6~7月ごろに黄色い花を咲かせるオオキンケイギクは、栽培や運搬などが禁止されている特定外来生物です。強い繁殖力でほかの植物を締め出し、生態系に悪影響を及ぼす恐れがあるため、自宅などで見つけた場合は駆除しましょう。

注意点/●種を付ける前に、根ごと抜き取ると効果的です。●引き抜いたらその場でビニール袋に入れ、枯れたら可燃ごみに出してください。●地下茎で増えるため、地上部分を刈り取っただけでは、翌年また同じ場所に生えてきます。●自宅で焼却したり、埋めたりしないでください。

園環境課環境政策班(☎62-5328)



オオキンケイギク



ふるさとの自然 (62)

大きな声で鳴く オオヨシキリ

○ヨシ原のあるじ

オオヨシキリはスズメより一回りほど大きく、全身が茶色の鳥です。5月の連休のころに東南アジアなどの南の国から、ヨシの群生した池や沼、河川敷、休耕田などに渡って来ます。ヨシの先端に止まって大きく口を開け「ギョシ、ギョシ、ギョギョシ、ギョギョシ」と大声で鳴くので、昔から行行子と呼ばれて親しまれています。一日中ヨシ原で暮らし、草むらにすむ昆虫などを食べています。利根川の河川敷などに多くすんでいます。市内でも見ることが出来ます。

○タフな雄

春になると、まず雄が先に渡って来て大きな声でさえずります。昼間だけでなく夜も鳴き続けて、子育てのための縄張りを確保し雌を待ちます。巢は敵に見つからないよう、生い茂ったヨシ原の奥に作ります。地上1~2mの高さに枯れ草やヨシの葉を細かく編み、何本かのヨシにまたがったつぼ型の巢を作ります。ちなみにオオヨシキリは一夫多妻制で、一夫五妻の例もあるそうです。

(旭市文化財審議会委員 齊藤敏一)

イキイキ あさひっ子



かける
翔琉くん
平成26年1月9日生
両親=石上佳祐さん
裕珠さん(清滝)

最近すべり台を逆走するのにはまっています。

あかり
朱里ちゃん
平成26年7月31日生
両親=林勝弘さん
絢子さん(椎名内)

寝返りできるようになったよ!!
真っ赤なリボンがお気に入り♡



りおと
龍雄くん
平成26年10月18日生
両親=小林勝裕さん
由梨奈さん(二)

将来世界一の男になるでちゅ♡

“イキイキあさひっ子”を大募集

掲載を希望する人は、秘書広報課広報広聴班(〒289-2595 旭市二の1920・☎62-8070)へ。対象は小学校入学前の幼児です。申込用紙は旭市保健センター、飯岡保健センター、旭市子育て支援センターハニカム、子育て支援課、秘書広報課、各支所にあります。

編集こぼれ話

新たに4月から広報担当となりました。初めての一眼レフカメラに触れ撮影に自信が持てませんが、少しでも皆さんのお役に立てる情報を伝えたいと思いますので、よろしくお願いします。新たにといえば、2ページにあるように国土強靱化地域計画が策定されました。東日本大震災の被害を経験した私たちが、次の世代に何を残すべきか。とにかく自分の命を守り、リスクに備えのある地域をつくること。「防災」を「文化」にする取り組みがここから始まることを願います。(M)

くらしのカレンダー

3日(日)	憲法記念日 市民陸上競技大会(午前9時~ 東総運動場)
4日(月)	みどりの日
5日(火)	こどもの日
10日(日)	母の日
31日(日)	春のゴミゼロ運動(午前8時~)